

第4回 定時株主総会招集ご通知



開催日時

2025年9月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

東京都千代田区神田練堀町300番地
住友不動産秋葉原駅前ビル 4 階

当社本社会議室

ご来場の際は、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。

議決権行使期限

株主総会当日にご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、2025年9月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7377/>



目次

第4回定時株主総会招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



DNホールディングス株式会社

証券コード：7377

証券コード 7377
2025年9月9日

株 主 各 位

東京都千代田区神田練塀町300番地
DNホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員 新 井 伸 博

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第4回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.dcne.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）に

「DNホールディングス」またはコードに「7377」を入力・検索し、「基本情報」

「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2025年9月25日（木曜日）の午後5時までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2025年9月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
- 2. 場 所** 東京都千代田区神田練堀町300番地
住友不動産秋葉原駅前ビル4階
当社 本社会議室
- 3. 目的事項**
報告事項
1. 第4期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。また、会場内への危険物のお持ち込みはできません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年9月25日（木曜日）午後5時必着



インターネット等により議決権を行使される場合

後記（5頁～6頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年9月25日（木曜日）午後5時まで



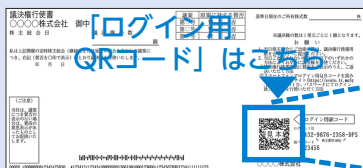
株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年9月26日（金曜日）午前10時



スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！



議決権行使書副票（右側）



詳しくはP5へ



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。



アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/7377/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

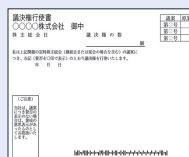
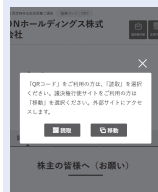
POINT 1 QRコードの読み取り、議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス!

こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りください。「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。
（「移動」を選択した場合、議決権行使ウェブサイトへアクセス可能です。）



「議決権行使」ボタンをタッチ後「読取」を選択。カメラが起動します。

議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタッチ。



写真を使用

「OK」を選択後、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。



※「移動」を押すと議決権行使ウェブサイトへジャンプします（ログインにはID・仮パスワードが必要です）。

POINT 2 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

Googleカレンダーに登録

POINT 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連携しています。

地図・交通案内

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

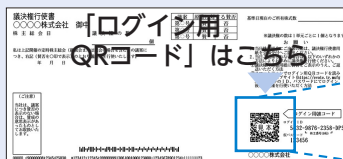
議決権行使期限
2025年9月25日（木曜日）
午後5時まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

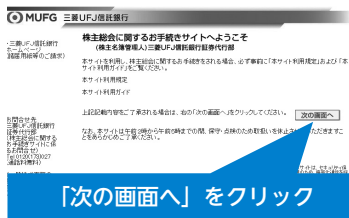


画面の案内に従って行使完了です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1.議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2.お手元の議決権行使書用紙の 副票(右側)に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。
(※桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力の上、「パスワード変更」をクリックしてください。

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を基本としております。

2025年6月期の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開などを勘案し、総合的に検討した結果、財務体質や事業投資などに支障のない範囲で株主の皆様のご支援にお応えすることが望ましいと判断し、直近の配当予想70円から10円増額し、1株当たり80円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金80円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は652,881,600円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年9月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役全員（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選任については、諮問委員会に諮問（指名に関する事項）し、答申を受けております。また、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	出席回数／取締役会
1 再任	はら だ まさひこ 原田 政彦	取締役副社長執行役員	100%（10回／10回）
2 新任	ふじもと ひろゆき 藤本 弘之	—	—
3 新任	よし の まさゆき 吉野 正行	—	—

候補者
番 号

1

はら だ
原 田

まさ ひこ
政 彦

再任

生年月日

1962年7月22日生

取締役会への出席状況

10回中10回（100%）

所有する当社株式の数

24,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 大日本コンサルタント株式会社（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）入社
2014年 7 月 同社大阪支社副支社長
2016年 7 月 同社大阪支社支社長
2016年 9 月 同社執行役員
2018年 7 月 同社常務執行役員
2019年 7 月 同社経営統括部統括部長
2021年 7 月 同社専務執行役員
同社取締役
当社執行役員
当社経営企画本部本部長
2023年 7 月 大日本ダイヤコンサルタント株式会社代表取締役社長（現任）
2024年 9 月 当社取締役副社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、1985年の入社以来、大日本コンサルタント株式会社（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）の橋梁設計などの構造保全事業に従事し、その後、大阪支社副支社長、大阪支社支社長、常務執行役員経営統括部統括部長、専務執行役員、取締役などを経て、2021年7月から当社の執行役員、2023年7月から大日本ダイヤコンサルタント株式会社の代表取締役社長、2024年9月から当社の取締役副社長執行役員として今日に至っております。建設コンサルタント業界における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

ふじもと
藤本ひろ ゆき
弘之

新任

生年月日

1958年6月24日生

取締役会への出席状況

－

所有する当社株式の数

9,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）入社
2009年 4 月 同社東日本事業本部関東支社副支社長
2011年 1 月 同社砂防・防災事業部副事業部長
2014年 4 月 同社砂防・防災事業部事業部長
2015年 4 月 同社執行役員
2016年 4 月 同社東日本事業本部関東支社支社長
2017年 4 月 同社取締役
同社経営本部本部長
2021年 4 月 同社常務取締役
2021年 7 月 当社執行役員
当社管理本部本部長
2022年 9 月 株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）専務
取締役
2023年 7 月 大日本ダイヤコンサルタント株式会社代表取締役副会長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、1982年の入社以来、株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）の地盤調査などの地質調査事業に従事し、その後、東日本事業本部関東支社副支社長、砂防・防災事業部事業部長、執行役員東日本事業本部関東支社支社長、取締役経営本部本部長、常務取締役、2021年7月には当社執行役員管理本部本部長、2022年9月から株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）の専務取締役、2023年7月から大日本ダイヤコンサルタント株式会社の代表取締役副会長として今日に至っております。地質調査業界における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

よしの
吉野まさ ゆき
正行

新任

生年月日

1960年6月14日生

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

9,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月 信和設計株式会社入社
1984年 9 月 株式会社建設企画コンサルタント入社
2004年 4 月 株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）入社
2016年 4 月 同社東日本事業本部関東支社副支社長
2017年 4 月 同社東日本事業本部関東支社支社長
2018年 10月 同社執行役員
2019年 4 月 同社取締役
同社東日本事業本部本部長
2021年 4 月 同社事業統括本部本部長
2022年 9 月 同社常務取締役
2023年 7 月 大日本ダイヤコンサルタント株式会社取締役副社長（現任）
当社執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、1979年に信和設計株式会社に入社、その後、1984年に株式会社建設企画コンサルタントに入社し、2004年に株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）の道路設計などの建設コンサルタント事業に従事し、その後、東日本事業本部関東支社副支社長、東日本事業本部関東支社支社長、執行役員、取締役東日本事業本部本部長、取締役事業統括本部本部長、常務取締役を経て、2023年7月から大日本ダイヤコンサルタント株式会社の取締役副社長および当社の執行役員として今日に至っております。建設コンサルタント業界における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役会の開催回数には、書面決議は含んでおりません。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補償することとしております。各取締役候補者は、既に当該保険契約の被保険者であります。当社が現在保険会社と締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、諮問委員会に諮問（指名に関する事項）し、答申を受けております。また、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	出席回数／取締役会	出席回数／監査等委員会
1	再任 よしむら 吉村 み よし 実義	取締役（常勤監査等委員）	100% (14回／14回)	100% (14回／14回)
2	再任 いのうえ 井上 つよし 毅	取締役（監査等委員）	100% (14回／14回)	100% (14回／14回)
3	新任 さ の 佐野みゆき	—	—	—

候補者
番 号

1

よし むら
吉村

み よし
実義

再任

生年月日

1957年9月29日生

取締役会への出席状況

14回中14回（100%）

監査等委員会への出席状況

14回中14回（100%）

所有する当社株式の数

7,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）入社
2007年 4 月 同社ジオエンジニアリング事業本部地質解析センター地質環境グループマネージャー
2010年 4 月 同社ジオエンジニアリング事業本部地圏環境センター副センター長
2011年 4 月 同社ジオエンジニアリング事業本部地圏環境センター長
2013年 4 月 同社執行役員ジオエンジニアリング事業本部地圏環境事業部長
2014年 4 月 同社執行役員ジオエンジニアリング事業本部副本部長
2015年 4 月 同社執行役員ジオエンジニアリング事業本部本部長補佐
2016年 4 月 同社執行役員ジオエンジニアリング事業本部長
2017年 4 月 同社取締役ジオエンジニアリング事業本部長
2020年 4 月 同社取締役
2021年 7 月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、1982年に株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）に入社後、一貫して、主にエネルギー関連施設の建設コンサルタント事業および地質調査事業に携わっており、当該分野について深い経験と知見を有しています。また、2013年以降、執行役員として事業、組織のマネジメントを行い、2017年以降は取締役として全社の経営に携わるなど、経営に関する幅広い経験と知見を有しており、現在は当社の監査等委員である取締役として適切に職務を遂行していただいております。建設コンサルタント事業および地質調査事業ならびに企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

いの うえ
井 上つよし
穀

再任

社外

独立役員

生年月日

1952年4月4日生

取締役会への出席状況

14回中14回（100%）

監査等委員会への出席状況

14回中14回（100%）

所有する当社株式の数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月 日本開発銀行入行
 1993年 3 月 同行審査部副長
 1995年 3 月 同行総務部副長
 1997年 3 月 同行人事部次長
 1999年 10月 日本政策投資銀行人事部次長
 2000年 6 月 同行秘書役
 2002年 5 月 同行産業・技術部長
 2004年 6 月 同行東北支店長
 2006年 6 月 同行監事
 2008年 10月 株式会社日本政策投資銀行常勤監査役
 2010年 6 月 日本原燃株式会社常務取締役経営企画室・担当（原価管理、経理）
 2013年 6 月 同社取締役常務執行役員経営本部・担当（原価管理、経理）
 2014年 6 月 株式会社価値総合研究所代表取締役社長
 三菱製紙株式会社監査役
 2015年 6 月 富士石油株式会社監査役
 2016年 6 月 株式会社日本経済研究所代表取締役社長
 トピー工業株式会社取締役
 2021年 7 月 当社取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、2021年7月に監査等委員である社外取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時をもって4年2ヶ月となります。1976年に日本開発銀行に入行後、融資に関連する部署に留まらず、幅広い職務を経験しており、企業財務、会計の他、リスクマネジメント、組織や人材の管理運営、産業動向等幅広い知見と経験を有しております。また、2006年以降、同行監事として、2008年以降は株式会社日本政策投資銀行の常勤監査役として、それぞれ銀行の経営に携わった他、2010年以降は、様々な業種の企業において、代表取締役、取締役、監査役の職を歴任する等、企業経営に関する幅広い経験と知見を有しており、現在は当社の監査等委員である取締役として適切に職務を遂行していただいているとともに、取締役会議長として客観的かつ公正な立場から、取締役会の運営および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。よって、豊富な経験と知識を活かした監督および提言を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

さ の
佐野みゆき

新任

社外

独立役員

生年月日

1962年 5月26日生

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社株式の数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 日本電信電話株式会社（現NTT株式会社）入社
 2015年 3月 NTTヒューマンソリューションズ株式会社（現株式会社パソナHS）入社
 取締役企画総務部長
 2018年 3月 同社常務執行役員企画総務部長
 2020年 3月 同社常務執行役員営業総本部副総本部長
 2023年 10月 株式会社クレスコ取締役（現任）
 2024年 6月 北陸電気工事株式会社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、1985年に日本電信電話株式会社（現NTT株式会社）入社後、NTTグループ企業およびパソナグループ企業的要職や取締役、常務執行役員を歴任し、新規事業企画・事業開発、広報、M&A、人事・総務などの管理部門全般についての豊富な実績と経験を有しており、客観的な立場で当社経営の適正な運営について助言や指導をいただけるものと判断しております。また、その専門的知識と豊富な経験を当社の業務執行の監督および監査に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役会の開催回数には、書面決議は含んでおりません。
 3. 井上毅氏および佐野みゆき氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 4. 当社は井上毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、佐野みゆき氏が選任された場合には、同氏についても独立役員として届け出る予定であります。なお、当社で定めた独立役員の「独立性判断基準」は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況」をご参照ください。
 5. 当社と吉村実義氏および井上毅氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合には、同様の契約を継続する予定であります。佐野みゆき氏につきましても、同氏が選任された場合には、当社と同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補償することとしております。取締役候補者のうち、吉村実義氏および井上毅氏は、既に当該保険契約の被保険者であります。佐野みゆき氏につきましても、同氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当社が現在保険会社と締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、諮問委員会に諮問（指名に関する事項）し、答申を受けております。また、当社の監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

やま ね まさ ひろ
山根 正裕

生年月日

1973年10月6日生

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社株式の数

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2013年7月 山根公認会計士事務所開設
2014年6月 アビックス株式会社監査役
2023年6月 アビックス株式会社取締役（監査等委員）（現任）
2024年7月 PXC株式会社監査役（現任）

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、1998年から大手監査法人にて、製造業、IPO準備企業、証券業、銀行業の監査業務に携わり、2013年の独立後は、法人および個人の税務申告、内部統制支援業務、買収企業の株価算定、医療法人、不動産特定共同事業法および非営利法人の監査業務に従事し、また、他社の社外監査役としての経験等を通して培った財務・会計および企業経営に関する知見を有しており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、速やかに監査等委員としての職務を適切に遂行していただける人物であると判断しております。よって、その専門的知識と豊富な経験を当社の業務遂行の監督および監査に活かしていただくことを期待し、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山根正裕氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、山根正裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、当社の定めた独立役員の「独立性判断基準」は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（1）取締役の状況」をご参照ください。
 4. 当社は、山根正裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補償することとしております。山根正裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当社が現在保険会社と締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

以 上

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善に加え、各種政策の効果もあり、全体として緩やかな回復傾向が続きました。一方で、米国の通商政策や物価上昇の継続による個人消費に与える影響などは、わが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する建設コンサルタント業界および地質調査業界の経営環境は、国土強靱化を継続的・安定的に推進する「改正国土強靱化基本法」が昨年成立し、最終年度が2025年度である「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の終了後においても、国内の公共事業を取り巻く環境は、堅調に推移していくものと考えられます。また、建設コンサルタントを取り巻く状況は、老朽化した社会資本の維持・改修、激甚化する自然災害への対応等に加え、新たな役割として、社会資本のマネジメントや地方公共サービスの技術支援等を担っていくことが考えられ、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々変化・拡大してきております。

このような状況の下で、中期経営計画2026（2023年7月から2026年6月まで）の2年目となった当期においては、基本目標として設定した「サステナビリティ社会の実現に向けた対応、DXの推進」、「マーケットリーダーの地位強化・新たなマーケットリーダーの創出」、「多様な働き方の実現と人材価値の最大化」、「持続的成長を実現するためのグループガバナンス体制の強化」に対する諸施策の取り組みを継続して実施してまいりました。具体的には、事業会社である大日本ダイヤコンサルタント株式会社において、DXに関する全社的な戦略を構築・推進する役割を担う社長直轄の部署として、DX戦略推進部を新設いたしました。また、旧大日本コンサルタントと旧ダイヤコンサルタントの融合に向けて、基幹システムの統合及び拠点事務所のネットワークの統合を実施してまいりました。今後においても、経営資源の更なる統合と成長のための新たな事業ポートフォリオ構築に向けた先行投資を行うことで、次の成長フェーズに繋がる事業基盤の強化を図ってまいります。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループ全体の業績は、受注高は372億3百万円（前連結会計年度比99.9%）、受注残高は200億6千7百万円（同101.1%）、売上高は369億7千5百万円（同108.3%）となりました。利益面におきましては、営業利益は27億1千5百万円（同139.4%）、経常利益は27億9百万円（同136.2%）、最終の親会社株主に帰属する当期純利益は19億2千2百万円（同123.4%）となり、前連結会計年度に比べ増収増益となりました。また、当社グループは継続的に企業価値の向上を図る

ため、株主資本利益率（ＲＯＥ）１０％以上を安定的に達成できることを目標に掲げており、当連結会計年度におきましては、株主資本利益率（ＲＯＥ）は１３．３％となり、目標を達成することができました。

なお、当社グループのセグメントは、総合建設コンサルタント事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

連結業績ハイライト

売上高

369.7 億円

 前期比
108.3%
 

営業利益

27.1 億円

 前期比
139.4%
 

経常利益

27.0 億円

 前期比
136.2%
 
親会社株主に
帰属する当期純利益

19.2 億円

 前期比
123.4%
 

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額４億５千７百万円の設備投資を実施いたしました。その主たる内容は、連結子会社の支社移転に伴う社屋の内装工事、既存建物設備の更新、コンピュータ機器、テレワークを活用したオフィス環境の整備、ＤＸ関連およびソフトウェア等の購入であります。なお、これらの所要資金は、自己資金により賄っております。また、上記金額には有形固定資産の資産除去債務対応分に係る増加額については含めておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新たな資金調達は行っておりませんので、特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分		第 1 期 (2022年 6 月期)	第 2 期 (2023年 6 月期)	第 3 期 (2024年 6 月期)	第 4 期 (当連結会計年度) (2025年 6 月期)
売 上 高	千円	32,112,770	32,580,164	34,131,911	36,975,577
経 常 利 益	千円	2,202,760	2,353,255	1,988,988	2,709,051
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	千円	1,505,103	1,756,203	1,557,407	1,922,581
1 株当たり当期純利益	円銭	188.44	218.71	192.81	236.28
総 資 産	千円	19,585,553	21,025,185	24,079,430	25,554,675
純 資 産	千円	9,946,463	11,856,211	13,486,462	15,498,746
1 株 当 たり 純 資 産	円銭	1,240.16	1,471.35	1,663.52	1,897.74

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また、1 株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、発行済株式数はそれぞれ自己株式を控除した株式数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分		第 1 期 (2022年 6 月期)	第 2 期 (2023年 6 月期)	第 3 期 (2024年 6 月期)	第 4 期 (当事業年度) (2025年 6 月期)
売 上 高	千円	1,144,937	730,360	912,540	1,085,400
経 常 利 益	千円	790,274	328,904	555,972	734,157
当 期 純 利 益	千円	788,165	366,997	547,037	719,699
1 株当たり当期純利益	円銭	96.36	45.71	67.72	88.45
総 資 産	千円	9,277,135	9,145,045	9,257,624	9,520,897
純 資 産	千円	9,234,750	9,078,754	9,138,220	9,418,705
1 株 当 たり 純 資 産	円銭	1,151.17	1,126.19	1,126.51	1,152.73

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また、1 株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、発行済株式数はそれぞれ自己株式を控除した株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
大日本ダイヤコンサルタント株式会社	1,399,000千円	100%	建設コンサルタント業務、地質調査業務
Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.	300千米ドル	100%	C A D設計業務
N E テクノ株式会社	20,000千円	100%	設計アドバイザー業務、橋梁点検業務、一般派遣業務
有限会社エーシーイー試錐工業	3,000千円	100%	ボーリング調査業務
株式会社ウエルアップ	50,000千円	100%	発注者支援業務、施工管理業務、点検業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の 合 計 額	当社の総資産額
大日本ダイヤコンサルタント株式会社	東京都千代田区神田練堀町300番地	8,397,615千円	9,520,897千円

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、豪雨や大雪等の激甚化・頻発化する自然災害への対応やカーボンニュートラルの実現に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）、イノベーション創出に資するDXの推進等、社会資本整備に対するニーズが多様化・増大しております。当社グループは、これらのニーズに的確かつ効率的に応え、企業理念としている「大地と空間、人と社会の可能性を引き出し、未来を拓く」に貢献するとともに、企業の持続的な発展に資するため、中期経営計画2026で定めた次の課題に取り組んでまいります。

- ① サステナビリティ社会の実現に向けた対応、DXの推進
 - ・ 社会課題であるサステナビリティ社会の推進に向けて各分野で施策を推進するとともに、DXによる事業戦略および生産性向上を推進する
- ② マーケットリーダーの地位強化・新たなマーケットリーダーの創出
 - ・ 構造分野・地質・地盤分野を軸に、マーケットリーダーとしての社会的責任を果たし不動の地位を築く
 - ・ 事業の絞り込み、主軸事業からのシナジー効果を享受し、新たなマーケットリーダとしての地位創出を目指す
- ③ 多様な働き方の実現と人材価値の最大化
 - ・ 旧大日本コンサルタントと旧ダイヤコンサルタントの融合
 - ・ テレワークの強化と人材価値の最大化
- ④ 持続的成長を実現するためのグループガバナンス体制の強化
 - ・ 資本コストおよび株価を意識した経営の実現
 - ・ 株主との良好なコミュニケーションの構築
 - ・ 女性取締役の登用
 - ・ 社員の情報リテラシー向上
 - ・ サステナビリティに関する施策の立案・実施
 - ・ サステナビリティ経営に関する活動の適切な開示
 - ・ リスクマネジメントの一層の推進

(5) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

当社グループは、当社、大日本ダイヤコンサルタント株式会社（連結子会社）、Nippon Engineering-Vietnam Co.,Ltd.（連結子会社）、N E テクノ株式会社（連結子会社）、有限会社エーシーイー試錐工業（連結子会社）、株式会社ウエルアップ（連結子会社）、合同会社ふじおやまパワーエナジー（非連結子会社）、株式会社清流パワーエナジー（持分法非適用関連会社）および北の森グリーンエナジー株式会社（持分法非適用関連会社）の9社により構成されており、主な事業内容は、土木、建築、測量、地質および土質に関する調査、企画、立案、設計、工事監理およびこれらに関するコンサルティング業務等であります。

当社グループにおける主要な関係会社の位置づけは、次のとおりであります。

区分		主要業務	主要な会社名
総合建設 コンサルタント事業	建設コンサルタント事業	社会資本整備に関する コンサルタント業務の うち、調査・計画・設 計・工事監理など	大日本ダイヤコンサルタント株 式会社 Nippon Engineering-Vietnam Co.,Ltd. N E テクノ株式会社 株式会社ウエルアップ
	地質調査事業	地質・地盤・地下水・ 資源の調査・解析	大日本ダイヤコンサルタント株 式会社 有限会社エーシーイー試錐工業

(6) 主要な事業所（2025年6月30日現在）

① 当社

本 社	東京都千代田区
-----	---------

② 子会社

大日本ダイヤコンサルタント株式会社	本社（東京都千代田区）
Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.	本社（ベトナム国ホーチミン市）
N E テクノ株式会社	本社（埼玉県さいたま市）
有限会社エーシーイー試錐工業	本社（北海道札幌市）
株式会社ウエルアップ	本社（奈良県奈良市）

(7) 使用人の状況 (2025年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,447名	6名減

- (注) 1. 使用人数は、正社員および嘱託社員からなる就業人員（当社グループから社外への出向者を除く）の数であります。
2. 当社グループは総合建設コンサルタント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
－ 名	－ 名	－ 歳	－ 年

- (注) 当社の事業は子会社である大日本ダイヤコンサルタント株式会社の従業員が兼務しており、専属の従業員がいないため、使用人数、平均年齢、平均勤続年数は記載しておりません。

(8) 主要な借入先 (2025年6月30日現在)

借 入 先	借入金
株式会社三菱UFJ銀行	660,721千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数

39,000,000株

(2) 発行済株式の総数

8,420,000株

(3) 株主数

4,313名（前事業年度末 412名増）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
D N ホールディングス社員持株会	818千株	10.03%
光 通 信 株 式 会 社	580	7.11
D N ホールディングス社友持株会	440	5.39
株 式 会 社 北 陸 銀 行	325	3.99
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	294	3.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	274	3.36
古 河 機 械 金 属 株 式 会 社	190	2.33
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	189	2.32
川 田 テ ク ノ シ ス テ ム 株 式 会 社	172	2.11
富 士 前 鋼 業 株 式 会 社	165	2.02

- (注) 1. 当社は、自己株式258千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数のうち、信託業務に係る株式数は274千株であります。なお、その内訳は、信託口137千株、退職給付信託口137千株であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	18,400株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (5)取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の保有する新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	新株予約 権の 行使時の 払込金額	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 行使により 株式を発行する場合 の株式の 発行価格及び 資本組入額	新株予約権の 行使の条件	新株予約権 の個数及び 保有者数
第1回新株予約権 2021年7月14日	普通株式 10,900株	1円	2021年7月14日から 2047年11月6日まで	発行価格494円 資本組入額247円	(注) 2	53個 1人 (注) 1
第2回新株予約権 2021年7月14日	普通株式 8,000株	1円	2021年7月14日から 2048年11月5日まで	発行価格633円 資本組入額317円	(注) 2	40個 1人 (注) 1
第3回新株予約権 2021年7月14日	普通株式 10,400株	1円	2021年7月14日から 2049年11月5日まで	発行価格618円 資本組入額309円	(注) 2	52個 1人 (注) 1
第4回新株予約権 2021年7月14日	普通株式 7,400株	1円	2021年7月14日から 2050年11月5日まで	発行価格782円 資本組入額391円	(注) 2	37個 1人 (注) 1

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。
ただし、新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社および当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	新 井 伸 博	社長執行役員 大日本ダイヤコンサルタント株式会社代表取締役会長
代 表 取 締 役	野 口 泰 彦	副社長執行役員
取 締 役	原 田 政 彦	副社長執行役員 大日本ダイヤコンサルタント株式会社代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	吉 村 実 義	
取 締 役 (監査等委員)	林 田 和 久	林田和久公認会計士事務所 所長 日本トムソン株式会社 取締役（監査等委員） 株式会社学びエイド 監査役
取 締 役 (監査等委員)	井 上 毅	取締役会議長

- (注) 1. 取締役林田和久氏および井上毅氏は、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）であります。
2. 取締役（監査等委員）である林田和久氏および井上毅氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・林田和久氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・井上毅氏は、金融機関での長年にわたる業務経験を有しております。
3. 取締役会以外の重要な社内会議への出席や内部監査部門との連携を密にすることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるために吉村実義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は取締役（監査等委員）林田和久氏および井上毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社で定める独立役員の「独立性判断基準」は以下【ご参考】をご参照ください。

【ご参考】独立性判断基準

社外取締役候補者のうち、次に掲げる全ての基準を満たす者は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ① 現在、当社または当社の子会社の業務執行者であってはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて、当社または当社の子会社の業務執行者であってはならない。
- ② 直近事業年度から先行する3事業年度のいずれかにおいて、下記③から⑨までに掲げる者であってはならない。
- ③ 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ④ 当社または当社の子会社の主要な取引先である者（当社の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを行っている者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑤ 当社または当社の子会社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合には、当該団体に所属する者をいう。）であってはならない。
- ⑥ 当社または当社の子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者またはその寄付を受けている法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑦ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑧ 当社または当社の子会社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑨ 当社または当社の子会社から役員を受入れしている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者であってはならない。
- ⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族であってはならない。
- ⑪ 当社において、現任社外取締役の地位にある者が、再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えてはならない。
- ⑫ その他、社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社、関連会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当社が現在締結しております役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約の概要は次のとおりであります。

補償地域は全世界、保険期間は2024年7月14日から2025年7月14日であります。

補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ①会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法令上の損害賠償金、訴訟費用）を補償対象としております。
- ②このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ①役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ②役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ③役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ④役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ⑤違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(4) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
楠本 良徳	2024年9月27日	任期満了	取締役副社長執行役員

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 当該方針の決定の方法

諮問委員会に諮問（報酬に関する事項）し、答申を受け、取締役会で決定しております。

2. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬等は、経済や社会の情勢などを踏まえたうえで、取締役が果たすべき役割・責任の大きさに基づく報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）の報酬等については、固定報酬としての基本報酬、単年度の業績達成率に連動する年次インセンティブ報酬、取締役の在任中の貢献に報いる中長期インセンティブ報酬により構成し、各報酬の種類ごとの比率の目安は、業績目標の達成率が100%の場合において、概ね基本報酬：年次インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬＝75：15：10となるよう設計しております。なお、年次インセンティブ報酬および中長期インセンティブ報酬として次の2種類の株式報酬制度を導入しております。

- ・年次インセンティブ報酬

業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）

- ・中長期インセンティブ報酬

業績非連動型譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）

また、監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。）の報酬については基本報酬および中長期インセンティブ報酬としており、社外取締役の報酬については基本報酬のみとしております。

(1) 業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）の内容

支給対象取締役に対し、単年度の業績達成率に連動する「年次インセンティブ報酬」として、当社普通株式を支給いたします。

年次インセンティブ報酬に係る業績達成率を判定するための評価指標は、法人税法第34条第1項第3号イに規定する「職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の売上高の状況を示す指標」および「職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標」である、当社連結売上高および当社連結経常利益としております。各業績目標の達成率に応じて、連結売上高に係る部分については0～100%、連結経常利益に係る部分については0～120%の範囲で支給する株式数変動します。

株式の支給にあたっては、決定された各支給対象取締役に支給する当社普通株式の数に応じ、現物出資による払込みに充てるための金銭報酬債権を各支給対象取締役に對して支給し、各支給対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により払い込むことで、当社普通株式の割当てを受けます。ただし、年次インセンティブ報酬に係る業績目

標の評価期間（以下「業績評価期間」といいます。）の終了後、任期満了等の正当な理由により退任した取締役（以下「最終任期等の取締役」といいます。）については、当該業績評価期間に対する年次インセンティブ報酬に係る金銭報酬債権の支給は行わず、当該業績評価期間に係る年次インセンティブ報酬に相当する現金により支給するものとします。

年次インセンティブ報酬として割り当てられる当社普通株式には、株式の割当てを受けた支給対象取締役が当社および当社子会社の取締役の地位から退任するまでの期間について譲渡制限を付すものとしております。なお、年次インセンティブ報酬は、法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与に該当します。業績連動給与の支給対象、支給される株式の上限となる確定数および支給される株式の算定方法等は下記のとおりとなります。

A. 支給対象

法人税法第34条第1項第3号に規定する「業務執行役員」である当社取締役を対象とします。

B. 株式支給数の上限

法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定数および確定額」は、下表に定める個別株式上限支給数に役位ごとの員数を乗じて合計した数を上限とします。

役位	個別株式上限支給数	個別上限支給額
代表取締役社長執行役員	4,700株	1,500万円
代表取締役副社長執行役員	4,300株	1,300万円
取締役副社長執行役員	4,300株	1,300万円

C. 業績評価期間

2024年7月1日から2025年6月30日までの1事業年度とします。

D. 支給株式数の算定方法

支給する株式の数は、以下の算式により算定します。

なお、計算の結果単元株未満の端数が生じる場合これを切り上げます。

$$\text{支給する株式の数} = \text{基準株式数} \times \text{業績連動係数}$$

(a) 基準株式数

基準株式数は、以下の算式により算定します。

なお、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、これを切り上げます。

$$\text{基準株式数} = \text{支給基準額} \div \text{基準株価}$$

イ. 支給基準額は下記のとおりとします。

役位	支給基準額
代表取締役社長執行役員	6,576千円
代表取締役副社長執行役員	6,072千円
取締役副社長執行役員	6,000千円

ロ. 基準株価は業績評価期間開始日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は直近の取引成立日の終値。）とします。

(b) 業績連動係数

業績連動係数は、業績評価期間における当初目標に対する各評価指標に係る達成率に基づき、以下の算式により算定します。

$$\text{業績連動係数} = \text{評価指標Aに係る係数} \times 25\% + \text{評価指標Bに係る係数} \times 75\%$$

イ. 評価指標Aに係る係数は以下のとおりとします。

(イ) 評価指標Aは当社連結売上高とします。

(ロ) 評価指標Aに係る係数

評価指標Aの達成率	評価指標Aに係る係数
80%未満の場合	0
80%以上100%未満の場合	達成率×1
100%以上の場合	1

ロ. 評価指標Bに係る係数は以下のとおりとします。

(イ) 評価指標Bは当社連結経常利益とします。

(ロ) 評価指標Bに係る係数

評価指標Bの達成率	評価指標Bに係る係数
80%未満の場合	0
80%以上120%未満の場合	達成率×1
120%以上の場合	1.2

E. 最終任期等の取締役を支給する年次インセンティブ報酬に相当する金額の算定方法

最終任期等の取締役を支給される金額は下記の算式により計算した金額とします。

$$\text{支給金額} = \text{支給株式数} \times \text{支給基準株価}$$

(a) 支給株式数

上記「D. 支給株式数の算定方法」に基づき算出される支給する株式の数とします。

(b) 支給基準株価

年次インセンティブ報酬に係る株式の募集決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は直近の取引成立日の終値。）とします。

F. 業績目標および実績

指標	2025年6月期目標	2025年6月期実績
当社連結売上高	36,500百万円	36,975百万円
当社連結経常利益	2,500百万円	2,709百万円

(2) 業績非連動型譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）の内容

支給対象取締役に対し、取締役の在任中の貢献に報いる「中長期インセンティブ報酬」として、当社普通株式を支給いたします。

株式の支給にあたっては、決定された各支給対象取締役に支給する当社普通株式の数に応じ、現物出資による払込みに充てるための金銭報酬債権を各支給対象取締役に対して支給し、各支給対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます。

中長期インセンティブ報酬として割り当てられる当社普通株式には、株式の割当てを受けた支給対象取締役が当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間について譲渡制限を付すものとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2022年9月28日開催の第1回定時株主総会において、当社の取締役の報酬に関して次の内容にて決議をいただいております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬限度額は、金銭で支給するものの総額は年額120百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬等の額とは別枠にて、単年度の業績に連動する株式報酬として、支給対象取締役の役位および当社取締役会においてあらかじめ設定した当社の業績数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を支給する、パフォーマンス・シェア・ユニット（以下、「年次インセンティブ報酬」という。）および、当社取締役に当社の株式を保有させることを目的とした、リストラクテッド・ストック（以下、「中長期インセンティブ報酬」という。）の2種類の株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて決議いただいております。

金銭報酬債権の総額および支給株式数の上限は、年次インセンティブ報酬における金銭報

酬債権の総額については年額50百万円以内、支給対象取締役が支給を受ける当社普通株式の上限数は年40,000株以内、中長期インセンティブ報酬における金銭報酬債権の総額については年額25百万円以内、支給対象取締役が支給を受ける当社普通株式の上限数は年25,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、金銭で支給するものの総額は年額50百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬等の額とは別枠にて、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対して、中長期インセンティブ報酬の株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて決議いただいております。

金銭報酬債権の総額および支給株式数の上限は、年額5百万円以内、支給対象取締役が支給を受ける当社普通株式の上限数は年6,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、諮問委員会に諮問し、答申を受け、最終的に基本報酬は内規に従い、その個々の具体的な金額は取締役会より一任された新井伸博代表取締役社長執行役員が決定しております。代表取締役社長執行役員に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、諮問委員会の答申が十分に尊重されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議のうえ、決定しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬 パフォーマンス・シェア・ユニット (株式報酬)	非業績連動報酬 リストラクテッド・ストック (株式報酬)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	127,860 (一)	98,380 (一)	16,940 (一)	12,539 (一)	4 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	41,015 (12,750)	37,620 (12,750)	—	3,395 (一)	3 (2)

(注) 業績連動報酬および非業績連動報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）林田和久氏は、林田和久公認会計士事務所の所長、日本トムソン株式会社および株式会社学びエイドの監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	林 田 和 久	当事業年度において開催された取締役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、客観的かつ公正な立場から、経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 毅	当事業年度において開催された取締役会14回全てに出席し、金融機関出身者としての専門分野の豊富な経験に基づき、経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うとともに、取締役会議長として客観的かつ公正な立場から、取締役会の運営および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,379千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68,833千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、前事業年度の追加報酬5,519千円が含まれており、当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、前連結会計年度の追加報酬8,033千円が含まれております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 会計監査人監査の対象となる全ての子会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、文書管理規則に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書もしくは電磁的媒体に記録・保存するものとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、C S R 規定に基づき、経営戦略会議においてグループ会社のリスク管理に関する基本方針を決定し、監視するとともに、リスク管理体制を整備し維持するものとする。また、半期毎にリスク評価を実施し、対策が必要な事項について、グループ会社にフィードバック（指示・助言等）を行う。
 - 2) グループ会社において緊急事態が発生した場合には、C S R 規定に基づき、発生した緊急事態領域を有するグループ会社の社長が、危機管理責任者として危機管理会議を招集し、緊急事態領域の責任者を定め、初動対応を指示する。また、危機管理情報共有責任者は、危機管理会議の進捗を把握し、緊急事態の終結までグループ会社間の情報共有と連携を行い、危機管理会議の解散後、速やかに事態の経緯と教訓を整理し、経営戦略会議に報告するとともに、リスク管理の見直しを行い、グループ会社にフィードバック（指示・助言等）を行う。
- ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、定例の取締役会を3か月に1回以上開催し、取締役会規則に定める重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。重要な業務執行の決定は、会社法第399条の13第6項の規定により社長執行役員である取締役に委任し、経営戦略会議において事前審議することにより、経営の意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図る。
 - 2) 操業については、年度ごとに全社的な経営目標である経営計画を策定し、各グループ会社の達成すべき目標に落とし込み、各グループ会社は、具体的な目標の達成方法を定める。また、毎月開催する経営戦略会議において、操業の進捗状況の確認と対応策の検討を行う。
 - 3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規定に基づき権限の委譲を行い、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確にする。また、稟議規定において執行手続を定め、会社業務の組織的かつ効率的な運営を図ることができる体制を構築する。

- ④ 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役および使用人の法令および定款の遵守と、誠実かつ倫理的な事業活動のための行動規範として企業行動規則を定める。取締役および使用人は、当該行動規範を率先垂範して行うとともに、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
 - 2) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、コンプライアンス取扱基準を定め、その運用を行う。
 - 3) 当社は、経営戦略会議において、コンプライアンスに関する諸施策の実施状況を確認する。また、その内容を取締役に報告する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は、関係会社管理規則を定め、グループの子会社および関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認または事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
 - 2) 当社の監査部は、内部監査規則に基づき、子会社に対する内部監査を定期に実施する。
 - 3) 子会社および関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導および支援を実施する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人（以下、補助使用人という。）を置くことを求めた場合、社長執行役員である取締役は、監査等委員会と協議を行い、速やかに人事的対応を図る。
 - 2) 補助使用人は監査等委員会の指揮命令に従い職務を行うとともに、その指揮命令事項に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会の事務局については、専任の補助使用人があたるものとする。
 - 3) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分などに関しては、監査等委員会の同意を得たうえで実施する。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社および子会社の代表取締役、業務執行取締役は、各社の取締役会などの重要な会議において、随時その業務執行状況の報告を行う。
 - 2) 監査等委員会が必要に応じて当社または子会社の事業の報告を求めた場合、または、業務および財産に関する調査を行う場合は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、迅速に対応するものとする。
 - 3) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人ならびに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、もしくはその発生の恐れがあると判断した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けた者は当該事実を、直ちに監査等委員会に対して報告するものとする。
 - 4) 当社は、当社ならびに子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からの不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実に対する相談または通報に関する仕組み（内部通報制度）を構築する。また、相談または通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことをコンプライアンス取扱基準に定める。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査等委員会の職務の執行に関するものでないと認められた場合を除き、監査等委員の請求に従い円滑に行う。
 - 2) 監査等委員会は、代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する機会を設定する。
 - 3) 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認める際は、弁護士、公認会計士その他外部機関の活用を保障する。

- ⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制
 - 1) 財務報告の信頼性を確保するために、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、一般に公正妥当と認められる企業会計に関する諸法則、規則を遵守し、虚偽や誤解を招く会計処理は行わない。また、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上に努める。
 - 2) 監査部は、每期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備などがあれば必要な是正を行うよう指示する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - 1) 当社は、取締役および使用人が遵守すべき内部規範である企業行動規則に基づき、市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力との関係を一切遮断する。
 - 2) 反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合は毅然と対応し、利益供与するなど安易な問題解決を行わない。
 - 3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察や弁護士など外部専門機関との連携体制の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、経営計画説明会を社員に向け実施し、経営方針、経営課題、対応方針などを説明し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、当社の持続的成長への妨げと成り得る事業を対象にリスク管理を実施し、各本部による対応方針と実施状況を取締役会に報告しております。また、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修などの実施状況を審議し、取締役会へ報告を行っております。

事業年度末においては、監査部による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。今後、買収防衛策を導入するかどうかは、当社を取り巻く状況、法制度の進展などを勘案しながら、引き続き検討を続けてまいります。なお、買収防衛策の導入にあたっては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第8条において次のとおり定めております。

- ① 当社は、買収防衛策の導入にあたっては、既存の株主の皆様の権利を害することのないようにするために、適切にその情報を開示する。
- ② 自社の株式が公開買付けに付された場合には、株主構成に変動を及ぼし、株主の皆様に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を適切に開示する。
- ③ 当社は、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じない。

~~~~~  
本事業報告に記載されている金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部         |            |
|-----------|------------|-----------------|------------|
| 流 動 資 産   | 16,533,523 | 流 動 負 債         | 7,642,406  |
| 現金及び預金    | 2,899,140  | 業務未払金           | 2,057,744  |
| 売掛金       | 1,751,723  | 1年内返済予定の長期借入金   | 332,864    |
| 契約資産      | 11,428,545 | 未払法人税等          | 687,368    |
| その他       | 454,114    | 契約負債            | 1,594,084  |
| 固 定 資 産   | 9,021,152  | 役員株式給付引当金       | 69,345     |
| 有形固定資産    | 2,083,066  | 完成業務補償引当金       | 205,000    |
| 建物及び構築物   | 938,187    | 受注損失引当金         | 18,500     |
| 土地        | 573,156    | その他の            | 2,677,500  |
| その他       | 571,722    | 固 定 負 債         | 2,413,522  |
| 無形固定資産    | 528,971    | 長期借入金           | 510,637    |
| のれん       | 213,025    | 退職給付に係る負債       | 149,601    |
| その他       | 315,946    | 役員退職慰労引当金       | 257        |
| 投資その他の資産  | 6,409,114  | 資産除去債務          | 198,269    |
| 投資有価証券    | 901,714    | 繰延税金負債          | 1,290,441  |
| 退職給付に係る資産 | 4,345,389  | その他の            | 264,316    |
| 繰延税金資産    | 85,173     | 負 債 合 計         | 10,055,929 |
| その他       | 1,076,837  | 純 資 産 の 部       |            |
| 資 産 合 計   | 25,554,675 | 株 主 資 本         | 13,890,595 |
|           |            | 資 本 金           | 2,000,000  |
|           |            | 資 本 剰 余 金       | 1,696,099  |
|           |            | 利 益 剰 余 金       | 10,217,485 |
|           |            | 自 己 株 式         | △22,989    |
|           |            | その他の包括利益累計額     | 1,596,911  |
|           |            | その他有価証券評価差額金    | 414,441    |
|           |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △19,064    |
|           |            | 退職給付に係る調整累計額    | 1,201,534  |
|           |            | 新 株 予 約 権       | 11,239     |
|           |            | 純 資 産 合 計       | 15,498,746 |
|           |            | 負 債 純 資 産 合 計   | 25,554,675 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年 7 月 1 日  
至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

| 科目              | 金額      |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 36,975,577 |
| 売上原価            |         | 24,956,639 |
| 売上総利益           |         | 12,018,937 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 9,303,013  |
| 営業利益            |         | 2,715,924  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 1,901   |            |
| 受取配当金           | 20,161  |            |
| 雑収入             | 50,624  | 72,687     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 58,689  |            |
| 雑支出             | 20,871  | 79,560     |
| 経常利益            |         | 2,709,051  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 12      | 12         |
| 特別損失            |         |            |
| 減損損失            | 1,192   | 1,192      |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 2,707,871  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 812,567 |            |
| 法人税等調整額         | △27,278 | 785,289    |
| 当期純利益           |         | 1,922,581  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,922,581  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 7 月 1 日  
至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |            |         |             |
|------------------------------|-----------|-----------|------------|---------|-------------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 2,000,000 | 1,609,136 | 8,821,221  | △28,545 | 12,401,813  |
| 当連結会計年度変動額                   |           |           |            |         |             |
| 剰余金の配当                       |           |           | △526,317   |         | △526,317    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |           |           | 1,922,581  |         | 1,922,581   |
| 自己株式の取得                      |           |           |            | △153    | △153        |
| 自己株式の処分                      |           | 86,962    |            | 5,709   | 92,671      |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額（純額） |           |           |            |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | —         | 86,962    | 1,396,264  | 5,555   | 1,488,782   |
| 当連結会計年度末残高                   | 2,000,000 | 1,696,099 | 10,217,485 | △22,989 | 13,890,595  |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                  |                   | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|------------------------------|-----------------------|----------|------------------|-------------------|-----------|------------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |            |
| 当連結会計年度期首残高                  | 352,206               | △15,443  | 731,231          | 1,067,994         | 16,654    | 13,486,462 |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |          |                  |                   |           |            |
| 剰余金の配当                       |                       |          |                  |                   |           | △526,317   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                       |          |                  |                   |           | 1,922,581  |
| 自己株式の取得                      |                       |          |                  |                   |           | △153       |
| 自己株式の処分                      |                       |          |                  |                   |           | 92,671     |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額（純額） | 62,235                | △3,621   | 470,303          | 528,917           | △5,415    | 523,501    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 62,235                | △3,621   | 470,303          | 528,917           | △5,415    | 2,012,283  |
| 当連結会計年度末残高                   | 414,441               | △19,064  | 1,201,534        | 1,596,911         | 11,239    | 15,498,746 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 連 結 注 記 表

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称 大日本ダイヤコンサルタント株式会社、  
Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.、N E テクノ株式会社、  
有限会社エーシーイー試錐工業、株式会社ウエルアップ

## (2) 非連結子会社の名称

合同会社ふじおやまパワーエナジー

## (連結の範囲から除いた理由)

上記 1 社につきましては、小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

## (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

合同会社ふじおやまパワーエナジー

株式会社清流パワーエナジー

北の森グリーンエナジー株式会社

## (持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、有限会社エーシーイー試錐工業の決算日は 5 月 31 日、株式会社ウエルアップの決算日は 3 月 31 日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、一部の連結子会社では定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

## ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

また、顧客関連資産については、その効果の発現する期間（２年）にわたって均等償却を行うこととしております。

## ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## ①役員株式給付引当金

株式報酬規定に基づく当社及び当社グループ子会社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## ②完成業務補償引当金

完成業務に係る契約不適合等の費用に充てるため、当連結会計年度末において見込まれる完成業務の補償額を計上しております。

## ③受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持業務のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を計上しております。

## ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

## ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

## ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

## ③簡便法の採用

連結子会社の執行役員及び契約社員の退職慰労金制度並びに一部の連結子会社は、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業内容は、土木、建築、測量、地質及び土質に関する調査、企画、立案、設計、工事監理及びこれらに関するコンサルティング業務等であります。

これらの取引については、原則として、一定期間にわたり履行義務を充足することから、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できる場合にはその進捗度に応じて収益を認識し、業務の進捗度を合理的に測定できない場合、発生する費用を回収することが見込まれる契約については、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

また、業務の進捗に応じて主として設計図面等の他に転用できない資産が創出され、かつ完了した部分の支払を受ける強制可能な権利を有すると考えられるため、進捗度の見積りの方法は見積総原価に対する実際原価の割合（コストに基づくインプット法）によっております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から１年以内に受領しております。なお、一部の取引において前受金を収受しておりますが、重要な金融要素は含んでおりません。

## (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

## (7) のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法により償却しております。

## (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

当社グループの譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック）に基づき、当社及び当社グループ子会社の取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたる定額法により償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払金」（当連結会計年度951,153千円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

一部の連結子会社は、オフィスの不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っており、見積りの変更による増加額140,752千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ116,616千円減少しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               |        | 当連結会計年度<br>(自 2024年7月1日<br>至 2025年6月30日) |
|---------------|--------|------------------------------------------|
| 国内            | 中央省庁   | 12,821,560                               |
|               | 地方自治体  | 12,025,014                               |
|               | 高速道路会社 | 4,018,792                                |
|               | 電力関連会社 | 2,369,883                                |
|               | 民間その他  | 5,529,023                                |
| 海外            |        | 211,302                                  |
| 顧客との契約から生じる収益 |        | 36,975,577                               |
| 外部顧客への売上高     |        | 36,975,577                               |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。



3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度<br>(自 2024年7月1日<br>至 2025年6月30日) |
|---------------------|------------------------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） |                                          |
| 売掛金                 | 1,964,080                                |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） |                                          |
| 売掛金                 | 1,751,723                                |
| 契約資産（期首残高）          | 11,618,529                               |
| 契約資産（期末残高）          | 11,428,545                               |
| 契約負債（期首残高）          | 1,110,708                                |
| 契約負債（期末残高）          | 1,594,084                                |

契約資産は、主に請負契約について、進捗度の測定に基づいて認識した売上収益に係る未請求の債権であります。契約条件に基づいて請求する時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しております。

契約負債は、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,095,744千円であります。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は△126,586千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|      | 当連結会計年度<br>(自 2024年7月1日<br>至 2025年6月30日) |
|------|------------------------------------------|
| 1年以内 | 17,832,402                               |
| 1年超  | 2,235,097                                |
| 合計   | 20,067,499                               |

## (会計上の見積りに関する注記)

## 1. 売上高

## (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|     | 当連結会計年度      |
|-----|--------------|
| 売上高 | 36,975,577千円 |

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

進捗度を合理的に見積ることができる場合は進捗度に基づいて収益を認識し、進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合は、進捗度を合理的に見積ることができるまで原価回収基準で収益を認識しております。なお、進捗度の見積りの方法はコストに基づくインプット法（見積総原価に対する発生原価の割合）によっており、また顧客との一定の合意に基づいた取引価格を基礎として、収益を認識しております。

当社グループの受注業務における総原価の見積りは、基本的な仕様や作業内容に関する顧客の指図に基づいて取引毎に行われております。また、当該業務内容や工期の変更が識別された際には、適時に受注金額及び総原価の見積りに反映しております。

ただし、現時点で想定しえなかった新たな事実や状況の変化が識別され、原価総額の見積りや契約における受注金額等が変動した場合、翌連結会計年度において売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 完成業務補償引当金

## (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|           | 当連結会計年度   |
|-----------|-----------|
| 完成業務補償引当金 | 205,000千円 |

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成業務補償引当金につきましては、完成業務に係る契約不適合責任の追完請求に備えて、過去の完成業務高に対する追加原価発生率により、当連結会計年度末時点の完成業務高に対する将来の見積補償額を完成業務補償引当金として計上しております。

また、特定の業務における将来の見積補償額は、当連結会計年度末時点で判明している契約不適合責任に係る追完請求に対し、過去の施工実績、外部機関等と検討した補修方法で算定しておりますが、当連結会計年度末において判明しております重要な契約不適合責任に係る追完請求はありません。

完成業務補償引当金の算定において、将来の影響を客観的に見積ることは困難ではありますが、期末時点で入手可能な情報をもとに会計上の見積りを行っております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の完成業務補償発生率を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性があり、追完請求の発生状況等の変化により、翌連結会計年度において完成業務補償引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 受注損失引当金

## (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|         | 当連結会計年度  |
|---------|----------|
| 受注損失引当金 | 18,500千円 |

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注業務の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

受注損失引当金の算定に当たっては、業務着手時に契約内容等に基づき当該業務の原価総額の見積りを行い、原価総額が受注金額を上回ると予想される場合には受注損失引当金の計上が必要と判断しております。ただし、当該業務を進める中で現時点で想定しえなかった新たな事実や状況の変化が識別され、原価総額の見積りに変動が生じた場合、追加で引当が発生する可能性があり、翌連結会計年度において受注損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 繰延税金資産の回収可能性

## (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度     |
|--------|-------------|
| 繰延税金資産 | 85,173千円    |
| 繰延税金負債 | 1,290,441千円 |

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは繰延税金資産について、将来の業績見通し及びタックス・プランニングに基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積もられる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

将来の市場環境の変化などにより、将来の課税所得が想定から大きく変動し繰延税金資産の回収可能性が大きく変動する場合や、税率の改正がある場合、将来の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

3,443,529千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 固定資産売却益
- 固定資産売却益12千円は株式会社ウエルアップ本社の車両運搬具の売却によるものであります。
2. 減損損失
- 当連結会計年度において、当社グループは株式会社ウエルアップの以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所            | 用途    | 種類           |
|---------------|-------|--------------|
| 宇陀事業所（奈良県宇陀市） | 事業用資産 | 車両運搬具、工具器具備品 |

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である拠点を単位としてグルーピングを行っていますが、今般、上記場所は、営業損益が継続してマイナスのため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,192千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、車両運搬具542千円、工具器具備品649千円であります。

また、当資産グループの回収可能価額については正味売却価額により測定しており、回収可能価額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- 普通株式 8,420,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 2024年9月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 526,317千円 | 65円      | 2024年6月30日 | 2024年9月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 2025年9月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 652,881千円 | 80円      | 2025年6月30日 | 2025年9月29日 |

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 18,200株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資について安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、運転資金を銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に対する為替変動リスク並びに借入金の金利変動リスクをリスクヘッジする目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスクの軽減を図っております。また、外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ管理基準に従い、必要に応じ先物為替予約を行う方針であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握するとともに発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である業務未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に事業を行うために必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理基準に従っております。また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金計画を作成する等の方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                | 連結貸借対照表<br>計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------|---------------------|---------|---------|
| 投資有価証券         |                     |         |         |
| 其他有価証券         | 714,404             | 714,404 | —       |
| 長期借入金 (※3)(※4) | 843,501             | 843,501 | —       |

(※1)「現金及び預金」「売掛金」「業務未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分     | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|-----------------|
| 非上場株式等 | 187,310         |

(※3)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(※4)変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価（千円）  |       |       |         |
|---------|---------|-------|-------|---------|
|         | レベル 1   | レベル 2 | レベル 3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |       |       |         |
| その他有価証券 |         |       |       |         |
| 株式      | 712,356 | —     | —     | 712,356 |
| 外国債券    | —       | 2,047 | —     | 2,047   |
| 合計      | 712,356 | 2,047 | —     | 714,404 |

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（千円） |         |       |         |
|-------|--------|---------|-------|---------|
|       | レベル 1  | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| 長期借入金 | —      | 843,501 | —     | 843,501 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している外国債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

## 長期借入金

この時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 1,897円74銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 236円28銭   |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

**(企業結合等に関する注記)**

## 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2024年4月1日に行われた株式会社ウエルアップとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額332,121千円は、会計処理の確定により65,840千円減少し、266,281千円となっております。のれんの減少は、無形固定資産のその他が100,214千円、繰延税金負債が34,373千円それぞれ増加したことによるものであります。

のれんの償却期間は5年、のれん以外の無形固定資産に計上した資産の償却期間は2年であります。



貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部           |           |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 1,079,884 | 流 動 負 債           | 102,192   |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,027,453 | 未 払 金             | 9,534     |
| 前 払 費 用         | 7,612     | 未 払 費 用           | 332       |
| そ の 他 未 収 入 金   | 44,819    | 未 払 法 人 税 等       | 11,318    |
|                 |           | 未 払 消 費 税 等       | 7,903     |
|                 |           | 預 り 金             | 3,758     |
|                 |           | 役 員 株 式 給 付 引 当 金 | 69,345    |
| 固 定 資 産         | 8,441,012 | 負 債 合 計           | 102,192   |
| 無 形 固 定 資 産     | 3,338     | 純 資 産 の 部         |           |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 398       | 株 主 資 本           | 9,407,466 |
| 商 標 権           | 2,939     | 資 本 金             | 2,000,000 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 8,437,674 | 資 本 剰 余 金         | 6,886,243 |
| 関 係 会 社 株 式     | 8,397,615 | 資 本 準 備 金         | 500,000   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 39,851    | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 6,386,243 |
| そ の 他           | 207       | 利 益 剰 余 金         | 772,474   |
| 資 産 合 計         | 9,520,897 | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 772,474   |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 772,474   |
|                 |           | 自 己 株 式           | △251,251  |
|                 |           | 新 株 予 約 権         | 11,239    |
|                 |           | 純 資 産 合 計         | 9,418,705 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 9,520,897 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 7 月 1 日)  
(至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

| 科目           | 金額     |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 1,085,400 |
| 売上総利益        |        | 1,085,400 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 352,514   |
| 営業利益         |        | 732,885   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 367    |           |
| 雑収入          | 905    | 1,272     |
| 経常利益         |        | 734,157   |
| 税引前当期純利益     |        | 734,157   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 10,879 |           |
| 法人税等調整額      | 3,578  | 14,458    |
| 当期純利益        |        | 719,699   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 7 月 1 日)  
(至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                 |             |                   |             |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------------|-------------|-------------------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                 |             | 利 益 剰 余 金         |             |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 | 利 益 剰 余 金 計 |
| 当 期 首 残 高               | 2,000,000 | 500,000   | 6,355,490       | 6,855,490   | 579,092           | 579,092     |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                 |             |                   |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |                 |             | △526,317          | △526,317    |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                 |             | 719,699           | 719,699     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |                 |             |                   |             |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |           | 30,752          | 30,752      |                   |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |                 |             |                   |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | 30,752          | 30,752      | 193,382           | 193,382     |
| 当 期 末 残 高               | 2,000,000 | 500,000   | 6,386,243       | 6,886,243   | 772,474           | 772,474     |

|                         | 株 主 資 本  |           | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|
|                         | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |           |           |
| 当 期 首 残 高               | △313,017 | 9,121,566 | 16,654    | 9,138,220 |
| 当 期 変 動 額               |          |           |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |          | △526,317  |           | △526,317  |
| 当 期 純 利 益               |          | 719,699   |           | 719,699   |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △153     | △153      |           | △153      |
| 自 己 株 式 の 処 分           | 61,919   | 92,671    |           | 92,671    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |          |           | △5,415    | △5,415    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 61,765   | 285,900   | △5,415    | 280,484   |
| 当 期 末 残 高               | △251,251 | 9,407,466 | 11,239    | 9,418,705 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。また、商標権については、その効果の及ぶ期間（１０年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

役員株式給付引当金

株式報酬規定に基づく当社及び当社グループ子会社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に子会社の経営管理を行っております。経営管理に係る契約では、子会社に対し経営・企画等の指導を行っており、当該サービスの経済的便益は契約期間にわたり均しく提供されることから、時の経過によって測定される履行義務の充足に伴って、収益を認識しております。

なお、子会社株式に関する受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

当社の譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック）に基づき、当社の取締役を支給した報酬等については、対象勤務期間にわたる定額法により償却しております。

### (会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

**(会計上の見積りに関する注記)**

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度       |
|--------|-------------|
| 関係会社株式 | 8,397,615千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる時を除いて実質価額まで減損処理を行っております。外部環境の変化等によって、実質価額に重要な影響があった場合、翌事業年度の関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

関係会社に対する金銭債権債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 44,819千円 |
| 短期金銭債務 | 56千円     |

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 営業取引       |             |
| 売上高        | 1,085,400千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 100,968千円   |

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 (株) | 当事業年度増加株式数 (株) | 当事業年度減少株式数 (株) | 当事業年度末株式数 (株) |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 322,810        | 70             | 63,900         | 258,980       |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の減少56,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少7,900株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

|           |         |
|-----------|---------|
| 繰延税金資産    | (千円)    |
| 未払費用      | 101     |
| 未払事業税等    | 697     |
| 役員株式給付引当金 | 43,833  |
| 株式報酬費用    | 13,159  |
| 減価償却超過額   | 2,702   |
| 新株予約権     | 3,540   |
| 繰越欠損金     | 6,229   |
| 繰延税金資産合計  | 70,264  |
| 繰延税金負債    |         |
| 未収入金      | △30,412 |
| 繰延税金負債合計  | △30,412 |
| 繰延税金資産の純額 | 39,851  |

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号) が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

## (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、全てのサービスにおいて取引の対価に重大な金融要素や変動対価は含まれておらず、子会社との契約に係る取引の対価は主として各四半期末に収受しております。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称                | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係         | 取引の内容                 | 取引金額               | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|----|------|
| 子会社 | 大日本ダイヤ<br>コンサルタント株式会社 | 所有<br>直接100%        | 経営指導<br>役員の兼任<br>業務委託 | 経営指導料の受取<br>業務委託費用の支払 | 396,000<br>100,968 | —  | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を勘案し、定められた料率を基に協議の上契約により決定しております。
2. 業務委託費用については、双方協議の上契約により決定しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 1,152円73銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 88円45銭    |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## 会計監査人の連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

DNホールディングス株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 京 嶋 清兵衛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 川 航 史  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DNホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DNホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

D N ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 石 川 航 史   |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DNホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関する構築及び運用の状況について、取締役、使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月26日

DNホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 古 村 実 義 ㊞

監 査 等 委 員 林 田 和 久 ㊞

監 査 等 委 員 井 上 毅 ㊞

(注) 監査等委員 林田和久及び井上 毅は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田練堀町300番地  
住友不動産秋葉原駅前ビル4階  
当社 本社会議室



### お願い

1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。